

令和 8 年度

旭川農業水利事業

旭川左岸幹線用水路（その 18）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

旭川農業水利事業旭川左岸幹線用水路（その18）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、国営旭川土地改良事業計画に基づき旭川左岸幹線用水路を改修するものである。

2 工事場所

秋田県横手市上境地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

水路延長	L=358.352m	
施工始点	測点No.283+10.648	
施工終点	測点No.302	
〔内訳〕 開 渠	L=338.802m	
鉄筋コンクリート大型フューム（B1900×H1100,Ⅰ種）	L=105.252m	
鉄筋コンクリート大型フューム（B1900×H1200,Ⅱ種）	L=233.550m	
分水工	L=13.950m	
取付水路工	L=5.600m	
水路附帯工	1式	
仮設工	1式	

4 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程制限

本工事は地域の営農に影響を与えないよう、10月1日以降に施工を開始する。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等87日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休（9月19日～9月23日）、年末年始休暇（12月

29 日～1 月 3 日) とする。ただし、週休 2 日の実施に取り組む工事については、提出する施工計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4 施工しない時間帯

原則、平日の午後 5 時から午前 8 時までとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5 現場技術員

本工事は、共通仕様書第 1 編 1－1－11 に規定している現場技術員を配置するものとし、氏名等については、別に通知する。

6 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 180 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日（工事完了期限日） まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

第 4 章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分に連絡及び協議し、工程に支障が生じないように調整しなければならない。

工事件名	予定工期	実施主体
旭川左岸幹線用水路他ゲート設備製作据付（その３）工事（仮称）	令和８年８月～令和９年３月	旭川農業水利事業所
四の堰地区かんがい排水工事（仮称）	令和８年10月～令和９年３月	秋田県平鹿地域振興局
三の堰用水路（その４）工事（仮称）	令和８年９月～令和９年３月	旭川農業水利事業所

3 第三者に対する措置

（１）騒音、振動対策

ア 騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、16号分水工及びNo.290+6.450～No.294における既設構造物取壊し工は、低騒音・低振動機械及び工法により施工しなければならない。

イ 16号分水工において、騒音、振動調査を行うものとする。

ウ 騒音、振動調査は、施工途中において騒音調査（２方向×３地点）及び振動調査（３点／１側線）を１回行うものとし、調査時期及び場所等は、監督職員と協議するものとする。

なお、次の基準を超える場合には直ちに作業を中止し、監督職員と協議しなければならない。

騒音基準：85dB 振動基準：75dB

（２）保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とし、別紙－２「交通誘導警備員配置計画図」の位置に配置するものとする。

イ 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無
県道金沢吉田柳田線 工事用道路進入口部	２名／日	昼間	無

（３）交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障をきたさぬように受注者の責任において維持管理に努めなければならない。

4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1節1-1-45に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

なお、本工事区間は埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、慎重に工事を行わなければならない。

5 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-37及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 工事用進入路及び工事用道路

県道金沢吉田柳田線を工事用進入路として利用することとしている。

受注者は、図面に基づき工事用道路を整備し、使用しなければならない。また、工事期間中の維持管理、補修及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2 建設発生土受入地及び土砂仮置場

（1）建設発生土受入地

ア 本工事の施工に伴い発生する建設発生土は、次に示す建設発生土受入地へ搬出するものとする。

名 称	地先名	搬出予定量	摘 要
渡部工業（有）	横手市大沢字上片倉地内	830m ³	粘性土

イ 指定の受入地で建設発生土の受入れが難しい場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

（2）土砂仮置場

ア 工事用進入路及び工事用道路に使用する盛土材は、下表に示す土砂仮置場の土を利用するものとし、搬入する。

また、工事用進入路及び工事用道路を撤去する場合は、同仮置場へ搬出する。

仮置場	地先名	搬入・搬出予定量	概要
金沢中野揚水機場横 仮設ヤード	横手市上境地内	搬入 720m ³ 搬出 260m ³	砂質土

イ 施工場所及び仮置場での運搬、積み込み及び搬出後の整地の一切を本工事で行うものとする。

3 排水処理工

本工事における排水量は、次のとおり想定している。

区間	排水区分	排水量	箇所数	備考
工事施工区間内	作業時排水	$Q=0 \sim 7 \text{ m}^3/\text{hr}$	3箇所	水路施工時

上表に示す排水量に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4 除雪工

除雪は積雪深が 10cm に達した場合に機械により行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

また、除雪した雪は工事用地内に存置する予定であるが、置き場所が確保できなくなった場合は、現場外への排雪について監督職員と協議するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別紙－3「工事用地図」に示すとおりである。

2 工事用地等の使用及び返還

- （1）工事用地等の使用に当たっては、別紙－4「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （2）発注者が確保を予定している工事用地等は、工事施工に先立ち、監督職員立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。
- （3）工事用地等のうち、農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- （4）本工事の施工に先立ち、用地境界杭及び基準杭等について、事前に監督職員立ち会いのものと確認するものとし、工事施工中に紛失しないよう留意しなければならない。
なお、施工上支障になる場合は監督職員と協議の上、引照杭等を設けて工事終了後に復元するものとする。
- （5）工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- （6）工事用道路等の造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木シートを敷設した後に、造成又は仮置きするものとする。なお、使用後の土木シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

なお、これにより難い場合は同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）コンクリート二次製品

- ア 鉄筋コンクリート大型フリュームⅠ種 （一社）農業土木事業協会規格
- イ 鉄筋コンクリート大型フリュームⅡ種 （一社）農業土木事業協会規格
- ウ 落ちふた式U形側溝
- エ 鉄筋コンクリートU形

（2）碎石類

- ア 再生クラッシャラン RC-40
- イ 粒度調整碎石 M-40
- ウ 洗い砂利 25mm以下

（3）コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨 材の 最大 寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種 類による 記号	摘要
鉄筋 コンクリート	21	12 (参考) ※1	25 ※2	55%以下	BB	分水工
無筋 コンクリート	18	8	25 ※2	65%以下	BB	均しコンクリート等

※1 本工事の特別仕様書、工事数量表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

施工条件等によりスランプを変更する場合は、監督職員と協議の上、受発注者間でスランプの確認を行い変更することができるものとし、使用するコンクリートの配合計画書を監督職員に提出し承諾を受けるものとする。

また、スランプが12cmを超える場合は、試し練りを行い材料分離抵抗性について確認するものとする。

※2 粗骨材最大寸法 25mm は、地域内で入手が困難な場合、20 mmの使用を可能とする。

（4）鉄筋コンクリート用棒鋼

- ア SD295 D13、D16

（5）再生加熱アスファルト混合物

- ア 再生密粒度アスコン 13

（6）硬質ポリ塩化ビニル管

ア VU 管 φ50、φ75、φ150、φ200、φ300

イ 硬質ポリ塩化ビニル有孔管 VU φ100

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
碎石類	試験成績書・粒度分析表
コンクリート	配合設計書・試験成績書
鉄筋コンクリート用棒鋼	カタログ・ミルシート
コンクリート二次製品	製作図・試験成績書・構造計算書
再生加熱アスファルト混合物	配合報告書・試験成績書
ウィーブホール	カタログ・試験成績書
ウィーブホール（底盤用）	カタログ・試験成績書
硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ・試験成績書
土木シート	試験成績書
購入土	試験成績書
目地材類	試験成績書

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
鉄筋コンクリート大型フリューム	外観、形状、寸法	搬入時抽出検査

4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その内容について協議するものとする。

資材名	規格	調達地域等
購入土（山土砂）	水路埋戻・盛土用	秋田県横手市
碎石	RC-40	秋田県横手市
敷鉄板（仮設材）	t22×1524×6096	秋田県横手市

5 工事に使用する土砂（購入材）について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土

砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

第9章 施工

1 一般事項

（1）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

（2）舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとし、その費用については、処理量の実績に基づき監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

（3）書類限定検査の実施

ア 検査職員による検査について、次に示す9書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

（ア）施工計画書	（カ）出来形管理図表
（イ）施工体制台帳 （下請けとの関係及び下請 引取検査書類を含む。）	（キ）品質管理図表
（ウ）打合簿（協議）	（ク）工事材料品質証明書
（エ）打合簿（承諾）	（ケ）工事写真
（オ）打合簿（提出）	

イ 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力する。

2 再生資源等の利用

（1）再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト 混合物	再生密粒度アスコン 13	舗装工
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎碎石

（2）発生材の現場内利用

本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法について監督職員と協議しなければならない。

分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
有筋コンクリート殻	(株)マルコ産業	仙北郡美郷町六郷字 北明天地 185-3	8時～17時	再資源化 施設業者
無筋コンクリート殻	(株)企業さきがけ	仙北郡美郷町金沢東 根字西の沢 11	8時～17時	再資源化 施設業者
アスファルト殻	ミノル工業(株)	横手市杉目字ニタ子 下 54	8時～17時	再資源化 施設業者
廃プラ(土木シート)	(株)羽後環境	雄勝郡羽後町新町字 大又 20-1	8時～17時	再資源化 施設業者

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	(1) 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(2) 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	(3) 基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	(6) その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5 工事現場発生材の搬出

本工事における現場発生材及び搬出場所については以下のとおり想定している。

工事現場発生材	搬出場所	地先名
既設ゲート	金沢中野揚水機場横 仮設ヤード	横手市上境地内

6 土工

(1) 掘削

ア 掘削土は、全て建設発生土受入地へ搬出する計画であるが、流用可能な土質であった場合は監督職員と協議するものとする。

イ 掘削において過掘となった場合は、購入土を用いて(2)に準じて転圧を行い埋め戻さなければならない。

ウ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

エ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる時は速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

ア 本工事における埋戻及び盛土の材料は、購入土を使用するものとする。

イ 締固め方法

施工幅を確保できず、施工方法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

ウ 埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度となるよう均等にまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。

7 基礎工

(1) 砕石基礎

ア 材料は再生クラッシュラン(RC-40)を使用するものとする。

イ 砕石基礎は十分に締固めなければならない。

8 プレキャスト開渠工

ア 鉄筋コンクリート大型フリームの施工に当たっては、事前に割付図を提出し監督職員の承諾を得るものとする。

イ 据付に当たっては、製品に損傷を与えないよう注意し、高さの調整は原則としてモルタル等で行うものとする。

ウ 鉄筋コンクリート大型フリームの標準長さは2.0m/本を標準とする。

エ 既設構造物との取り合いにより、施工延長の変更を要する場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

9 構造物撤去工

(1) コンクリート構造物の取壊しに当たっては、取壊し前に不可視部等を含めて寸法を計測し、監督職員に報告するものとする。なお、撤去数量については計測確認を行い、差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 工事施工上支障となる既設構造物があった場合は監督職員に立会いを求め、現地確認を実施したうえで事前に撤去数量を監督職員と協議するものとし、監督職員の承諾を得た上で撤去するものとする。

- (3) 16号分水工及びNo. 290+6.450～No. 294における構造物撤去工は騒音・振動に配慮した機械を使用すること。また、騒音振動調査の結果を踏まえ、騒音・振動に配慮した機械を使用する区間に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。

10 コンクリート打設工

本工事におけるコンクリート打設は冬期施工を想定しているため、特殊養生で想定している。

11 舗装工

- (1) 表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）126 リットル/100m² 以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。
- (2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

12 その他

工事用地周辺の耕地に異物が混入しないよう十分注意して施工するものとし、混入した異物は丁寧に除去するものとする。

第10章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、入札説明書による。

2 施工管理

- (1) この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとするが、細部については監督職員と打合せの上実施するものとする。
- (2) 施工管理の追加事項

鉄筋コンクリート大型フリーームの目地の施工管理基準は、下記によらなければならない。

ア 施工管理項目：目地間隔（目地の開き）

項 目		管理基準値 (mm)	(参考) 規格値 (mm)	備 考
直線部	施工目地	10～22	26	定尺物、調整物を対象とする。

イ 目地間隔の測定基準

ア) 測定は、製品間の全ての目地を対象に目地材の充填前とする。

イ) 測定位置については製品 1 個につき側壁部 2 箇所と底盤部 1 箇所とする。

ウ 管理方法

別紙－5「目地間隔測定結果一覧表」によるものとする。

エ 写真管理

ア) 撮影基準

施工目地について施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で撮影する。

なお、施工延長が 50mに満たない場合は、2 箇所の撮影とする。

イ) 撮影方法

撮影に当たっては、目地の間隔、バックアップ材、目地の深さが読みとれるようにする。

3 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した

写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/attach/pdf/kouji_gyoumu-63.pdf）によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 土質状況等により構造及び工法を変更する必要が生じた場合。
- 2 転石が出現した場合。
- 3 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による工事の中止等があった場合。
- 4 現場状況、気象状況等により構造及び工法を変更する必要が生じた場合。
- 5 排水量、排水箇所、排水区分に変更が生じた場合。
- 6 工事に支障となる立木等の伐採・処理を指示した場合。
- 7 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計及び図面作成並びに歩掛調査等を指示した場合。
- 8 濁水処理対策が必要となった場合。
- 9 周辺構造物に影響が発生又は、その恐れが認められる場合。
- 10 流入施設撤去復旧工（及び仮設工）の数量に変更が生じた場合。
- 11 関係機関や第三者との協議結果により設計変更が生じた場合。
- 12 クマ類対策に係る安全対策が必要となった場合。
- 13 16 号分水工の構造及び数量に変更が生じた場合。
- 14 その他両者協議の上、必要と認めた場合。

第 12 章 その他

1 契約後 V E 提案

(1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に

行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

ア 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(ア) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

ウ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

ア 発注者はVE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

カ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減し

ない。

キ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記力のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において発注者がその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者がVE提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-40に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3 主任技術者等の専任期間

- （1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

- （1）工事円滑化会議（工事契約後）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工事着手後）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（４）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

（５）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

5 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要な性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

6 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 4 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 昇降設備の充実 イ 環境負荷の低減 ウ ICT設備の充実 エ 作業負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） エ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設の充実 イ 盗難防止対策 ウ 健康関連施設の充実 エ 野生生物・害虫対策等
地域連携	ア 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） イ 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ウ 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） エ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

- (3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。
- (4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

7 週休2日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう、対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施方法は、次によるものとする。

受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

8 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変

更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

9 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

10 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時

点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11 CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

12 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なおWBGTを用いる場合はWBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27 年法律第165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

（５）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（６）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$

※補正係数：1.2

13 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

（１）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

（２）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14 情報化施工技術の活用について

（１）適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和８年４月）（農林水産省農村振興局整備部設計課（以下「ガイドライン」という。））に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工において、３次元起工測量、３次元設計データ作成、ＩＣＴ建設機械による施工、３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品又は水路工に関する３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品の全て又は一部で、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

（２）協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、当該技術を活用できるものとし、その実施内容等について施工計画書に記載するものとする。なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

（３）使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

（４）貸与資料

基本設計データ及び３次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものと

する。なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	令和4年度 旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路四の堰分水工他設計その他業務 報告書	
2	令和元年度 旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路調査設計業務 報告書	
3	令和元年度～令和2年度 旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路調査測量設計（その3）業務 報告書	
4	図面CADデータ	

（５）確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用ＴＳ等光波方式等を準備しなければならない。

（６）電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、ガイドラインに基づき提出しなければならない。

（７）情報化施工技術の活用に必要な費用

ア （２）の協議により活用することとした、情報化施工技術の活用に必要な費用については設計変更の対象とし、ガイドラインに基づき計上することとする。

イ 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

15 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

（１）受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

（２）発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

☐令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。

（2.5点）

☐令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は

長期に渡って雇用した。（５点）

□令和６年９月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。（7.5点）

第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 土工				
掘削		m ³	2	
購入土盛土	構造物周辺	m ³	73	
購入土盛土	B<1.0m	m ³	47	
法面整形	切土法面整形	m ²	33	
法面整形	盛土法面整形	m ²	190	
床掘り		式	1	
基面整正		式	1	
埋戻	構造物周辺	式	1	
埋戻	B<1.0m	式	1	
埋戻	1.0m≦B<2.5m	式	1	
埋戻	2.5≦B<4.0	式	1	
土砂等運搬	施工場所～処分場	m ³	830	
作業残土処理		m ³	830	
2. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート（開渠区間）	m ³	113	
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート（NO. 290+6.450～NO. 294）	m ³	32	
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート（16号分水区間）	m ³	11	
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート（No. 298～No. 302）	m ³	5.2	
殻運搬	有筋コンクリート殻 施工場所～処分場	m ³	156	
殻運搬	無筋コンクリート殻 施工場所～処分場	m ³	5.2	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	有筋コンクリート殻	m ³	156	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート殻	m ³	5.2	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
既設ゲート運搬	施工場所～金沢中野用水 機場	m3	2.6	
3. 開渠工				
(1)プレキャスト開渠工				
基礎砕石	t=150mm, RC-40	m ²	717	
コンクリート	均しコンクリート, 18-8- 25 (20)BB	m3	42	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート大型フリューム	H1100×B1900 (張り出し 100) I 種	m	105.3	
鉄筋コンクリート大型フリューム	H1200×B1900 (張り出し 100) II 種	m	223.6	
シール	施工継目 (直線)	m	712.0	
シール	伸縮継目	m	16.8	
(2)水抜き工				
ウィープホール	壁部50mm	箇所	170	
サイドドレーン	洗い砂利25mm	m	677.8	
ウィープホール	底板75mm	箇所	8	
アンダードレーン	洗い砂利25mm	m	338.9	
4. 分土工	16号分土工			
(1)分土工	16号分土工			
基礎砕石	t=150mm, RC-40	m ²	88	
コンクリート	均しコンクリート, 18-8- 25 (20)BB	m3	8.0	
型枠	均しコンクリート	式	1	
コンクリート	鉄筋コンクリート, 21-12- 25BB	m3	49	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋工	SD295, D13	ton	3.5	
鉄筋工	SD295, D16	ton	0.3	
止水板		m	21.6	

工 事 数 量 表

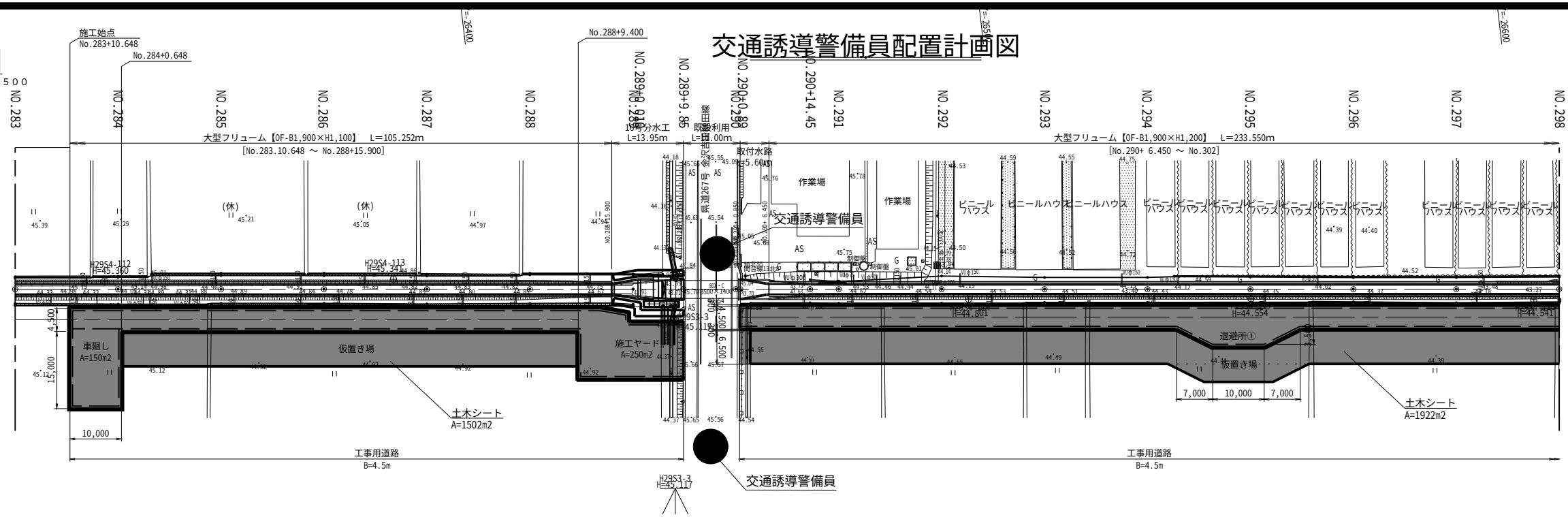
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
目地板		m ²	6	
シール	伸縮継目	m	7.5	
サイドドレーン	洗砂利 25mm以下	m	27.6	
アンダードレーン	洗砂利, 25以下	m	14.8	
ウィープホール	側壁 φ 50	箇所	8	
ウィープホール	底盤 φ 100	箇所	3	
コンクリートスラブ	B1000×T150×L4600	枚	1	
(2)落ちふた式U形側溝 (1種 300A)	1種 300A			
落ちふた式U形側溝 (1種 300A)	1種 300A	式	1	
5. 撤去・復旧工	既設水路			
(1)排水流入管撤去・復旧				
排水流入管撤去・復旧	VU-50	m	2.0	
排水流入管撤去・復旧	VU-75	m	2.0	
排水流入管撤去・復旧	VU-150	m	8.5	
排水流入管撤去・復旧	VU-200	m	2.7	
排水流入管撤去・復旧	VU-300	m	2.3	
排水流入管撤去・復旧	U-150	m	27.9	
6. 仮設工				
(1)仮設道路工				
安定シート	N0283+10.648～ No.289+9.850	m ²	1,502	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	670	
土木安定シート運搬	土木シート	m ³	13	
殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	廃プラ (土木安定シート)	m ³	13	
積込 (ルーズ)	金沢中野揚水機場～施工箇所	m ³	730	
土砂等運搬	金沢中野揚水機場～施工箇所	m ³	730	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
路体（築堤）盛土・埋戻		m3	730	
掘削	施工箇所～処分場	m3	260	
土砂等運搬	施工箇所～金沢中野用水 機場	m3	260	
整地		m3	260	
土木安定シート	No. 290+0. 89～No. 302	m ²	2, 953	
敷鉄板	設置～賃料～撤去	m ²	950	
(2)安全費				
交通誘導警備員	県道金沢吉田柳田線	人	138	
(3)防雪柵撤去				
防雪柵		m	12	
(4)除雪工				
除雪工		m3	1, 900	
(5)排水処理工				
大型土のう	施工始点部	m3	5	
排水ポンプ（仮設）	施工始点部、16号分水 工、施行終点部	箇所	3	
(6)歩道撤去復旧工				
歩車道境界ブロック撤去		m	13. 6	
アスファルト舗装切断工	幅員2. 3m	m	4. 6	
アスファルト舗装撤去工	幅員2. 3m 延長13. 6m	m ²	31. 0	
殻運搬	アスファルト殻 t=5cm	m3	1. 6	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	アスファルト殻	m3	1. 6	
掘削	路盤t=10cm	m3	3	
土砂等運搬		m3	3	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）		m3	3. 1	
上層路盤（歩道部）		m ²	31	

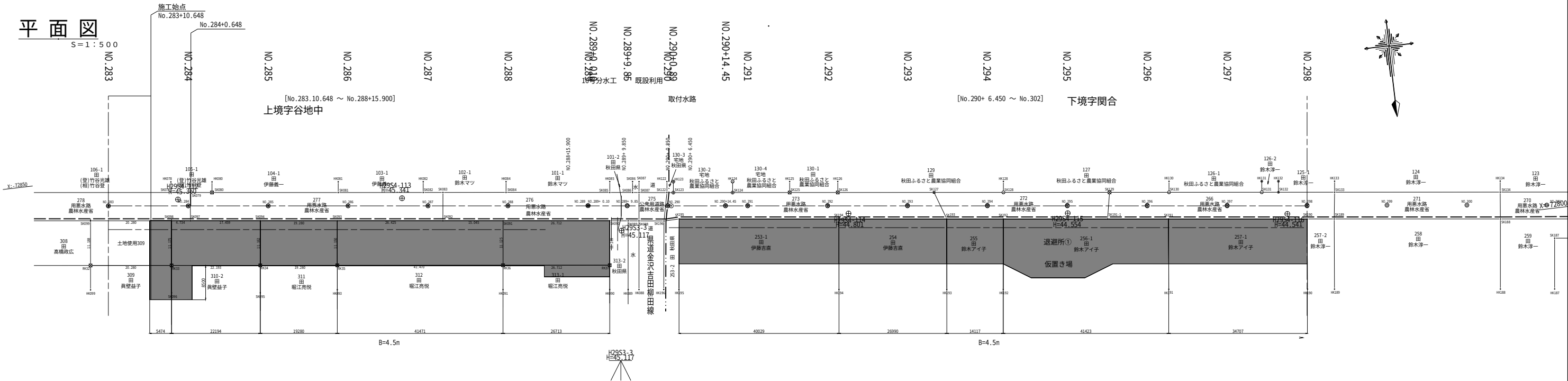
工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
表層（歩道部）	再生密粒度アスコン(13), t=50 mm	m ²	31	
7. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送	基地～施工箇所	ton	279.20	
仮設材輸送	施工箇所～基地、冬季割 増0.2	ton	279.20	
(2)技術管理費				
技術管理費				
技術管理費				
目地施工管理費	大型フリューム	m	712	
一括計上価格				
1. 一括計上価格				
(1)一括計上価格				
騒音騒動調査		式	1	



工事名	令和6年度 旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路（その18）工事		
図面名	交通誘導警備員配置計画図		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	1/1
会社名			
事業所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

令和8年度旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路（その18）工事
工事用地図（1／2）



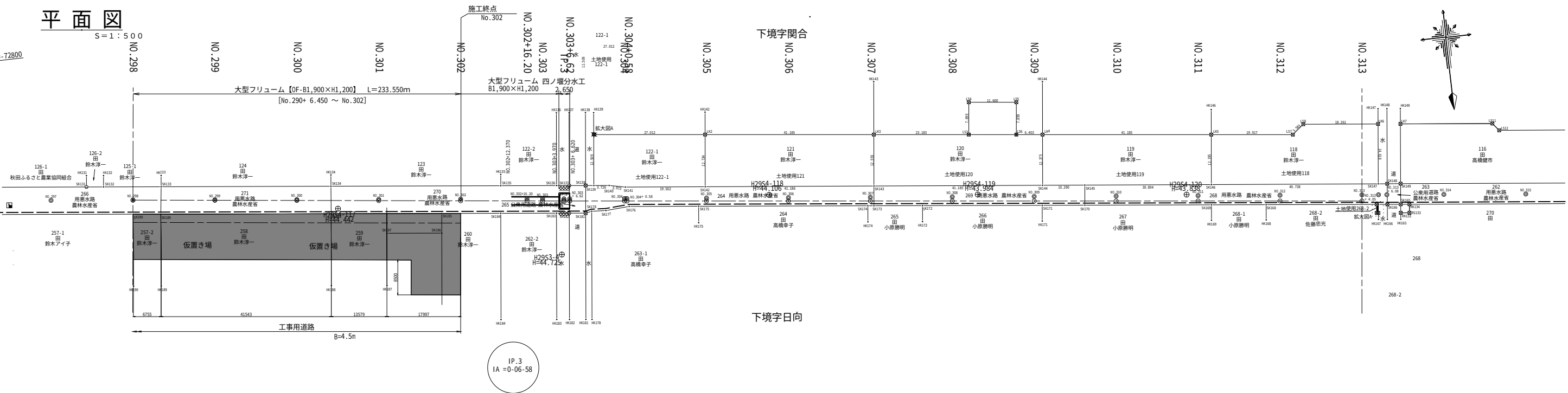
NO.283～NO.298

工事名	令和8年度 旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路（その18）工事		
図面名	工事用地図（1/2）		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	1/2
会社名			
事業所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

令和 8 年度旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路（その18）工事
工事用地図（2／2）

平面図

S=1:500



下境字日向

NO.298～NO.302

工事名	令和8年度 旭川農業水利事業 旭川左岸幹線用水路（その18）工事		
図面名	工事用地図(2/2)		
作成年月日			
縮尺	図 示	図面番号	2/2
会社名			
事業所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

- (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。
- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

目地間隔測定結果一覽表

大型フリューム水路

目 地 間 隔 測 定 一 覽 表

主 任 監 督 員	監 督 員	主 任 技 術 者

工 事 名	
工 種 名	
製品の規格	

請負会社名	
測定者	印
目地材の種別	

[illegible]

記入事項

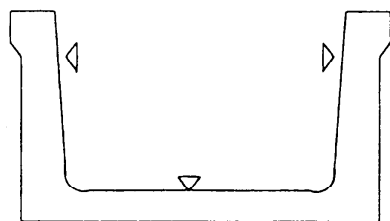
- 1. 「工種名」は，〇〇水路工，△△型水路工等を記入する。
- 2. 「製品の規格」は，製品の種別，寸法等を記入する。
- 3. 「目地材の種別」は，空目地，シリコーン系，ポリウレタン系を記入する。
- 4. 「番号」は，水路の上流から下流方向に目地箇所の一連番号を記入する。
- 5. 「目地形態」は，大型フリュームの場合であるため「施工目地」と記入する。
- 6. 「目地間隔測定値」は，目地の開きをミリ単位で整数値を記入する。なお，測定個所は別紙のとおりとする。
- 7. 「右岸」「左岸」は，水路の上流から下流に向かって方向を示す。
- 8. 「管理基準値」及び「規格値」は，大型フリューム製品 1 個当たり測定個所 3 箇所の平均値に対し下記の通りである。

	管理基準値	規 格 値
直線部の施工目地間隔W	10～22mm	26mm

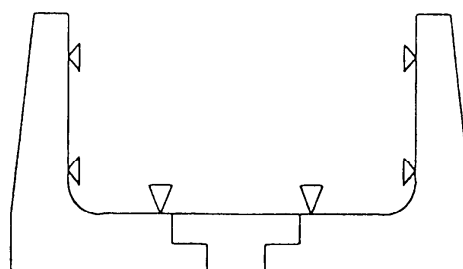
- 9. 「目地材充填深さ」は，次のとおりとする。
 - (1) ポリウレタン系は，20mm とする。
 - (2) シリコーン系は，10mm とする。
- 10. 「バックアップ材寸法」は，「目地間隔測定値」，「目地材の充填する深さ」より挿入するバックアップ材寸法を記入する。
- 11. 「摘要」は，目地間隔が管理基準値を超えた場合の処理方法，曲線半径，その他必要事項を記入する。

別 紙 目 地 測 定 個 所

大型フリューム



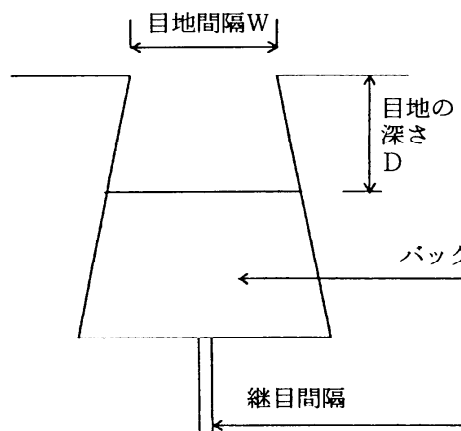
L 形 ブ ロ ッ ク



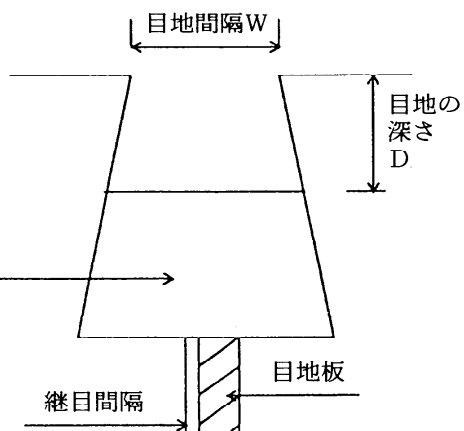
▷ : 測定個所

- ①側壁部は、大型フリューム水路の場合は天端から 10～15cm 程度の位置。
L 形ブロック水路の場合は天端から 10～15cm 程度の位置及び
底版から 10～15cm 程度の位置。
- ②底版部は、大型フリューム水路の場合は製品底版の中央部。
L 形ブロック水路の場合は底版端部。

施 工 目 地



伸 縮 目 地



(別記様式)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和8年度 旭川農業水利事業
旭川左岸幹線用水路（その18）工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2 - 1/2	平面縦断図 (1/2)	1	
2 - 2/2	平面縦断図 (2/2)	1	
3	開渠工標準断面図	1	
4 - 1/5	横断図 (1/5)	1	
4 - 2/5	横断図 (2/5)	1	
4 - 3/5	横断図 (3/5)	1	
4 - 4/5	横断図 (4/5)	1	
4 - 5/5	横断図 (5/5)	1	
5 - 1/2	16号分水工一般図 (1/2)	1	
5 - 2/2	16号分水工一般図 (2/2)	1	
6 - 1/6	16号分水工構造図 (1/6)	1	
6 - 2/6	16号分水工構造図 (2/6)	1	
6 - 3/6	16号分水工構造図 (3/6)	1	
6 - 4/6	16号分水工構造図 (4/6)	1	
6 - 5/6	16号分水工構造図 (5/6)	1	
6 - 6/6	16号分水工構造図 (6/6)	1	
7 - 1/9	16号分水工配筋図 (1/9)	1	
7 - 2/9	16号分水工配筋図 (2/9)	1	
7 - 3/9	16号分水工配筋図 (3/9)	1	
7 - 4/9	16号分水工配筋図 (4/9)	1	
7 - 5/9	16号分水工配筋図 (5/9)	1	
7 - 6/9	16号分水工配筋図 (6/9)	1	
7 - 7/9	16号分水工配筋図 (7/9)	1	
7 - 8/9	16号分水工配筋図 (8/9)	1	
7 - 9/9	16号分水工配筋図 (9/9)	1	
8 - 1/2	仮設計画図 (1/2)	1	
8 - 2/2	仮設計画図 (2/2)	1	
9 - 1/2	撤去復旧図 (1/2)	1	
9 - 2/2	撤去復旧図 (2/2)	1	
合 計		30	